

令和 3 年 4 月 26 日
大 阪 国 税 局

「電子計算機の運転等業務」に係る民間競争入札の落札者の決定について

大阪国税局（以下「当局」という。）は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、「電子計算機の運転等業務」に係る民間競争入札を実施し、下記のとおり落札者を決定しました。

記

1 落札者の名称

アトラス情報サービス株式会社

2 落札価格（消費税等込み）

492,188,290 円

（注）業務委託期間：令和 3 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 58 か月間

3 落札者決定の経緯及び理由

民間競争入札実施要項及び入札説明書に基づき、入札参加者から提出された企画書について、必須項目審査及び加点項目審査を実施した結果、いずれも評価基準を満たしていた。

入札価格については、令和 3 年 3 月 5 日当局において、「電子計算機の運転等業務」に係る民間競争入札を実施し、予定価格の範囲内の入札者について総合評価を行った結果、アトラス情報サービス株式会社を落札者とした。

4 落札者における当該業務の実施体制及び実施方法の概要

電子計算機の運転業務については、「運転等業務体制表」を基に体制を構築し、要員が履行場所に常駐し、運転業務に従事する。

また、基本時間以外及び閉庁日における作業は、当課の求めに応じて、確保要員名簿の中から運転業務に従事する要員を選定し、当課の承認を受けた上で従事する。

データ管理業務については、主にオープン系オペレーターが兼任する。